

2019年6月19日

プレスリリース

## エヌエヌ生命、新しい特約を付加したパッケージプラン 「エマージェンシープラスセレクト」と「スマートタムセレクト」を発売 ～ 経営者の死亡保障に加え、経営離脱時の生存保障も強化 ～

エヌエヌ生命保険株式会社（代表取締役社長：フランク・エイシク、本社：東京都千代田区、以下「エヌエヌ生命」）は、2019年7月2日より、現在販売中の「エマージェンシープラス（無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険）」と「スマートタム（無解約返戻金型定期保険）」に、新しい特約を付加したパッケージプラン「エマージェンシープラスセレクト」と「スマートタムセレクト」を発売します。これにより企業は経営者の死亡時に加えて、急性心筋梗塞・脳卒中や重度な障害状態になった場合も最大1.5億円<sup>※1</sup>の保険金を受け取ることができ、企業の借入金や運転資金等の事業継続資金として活用することが可能になります。

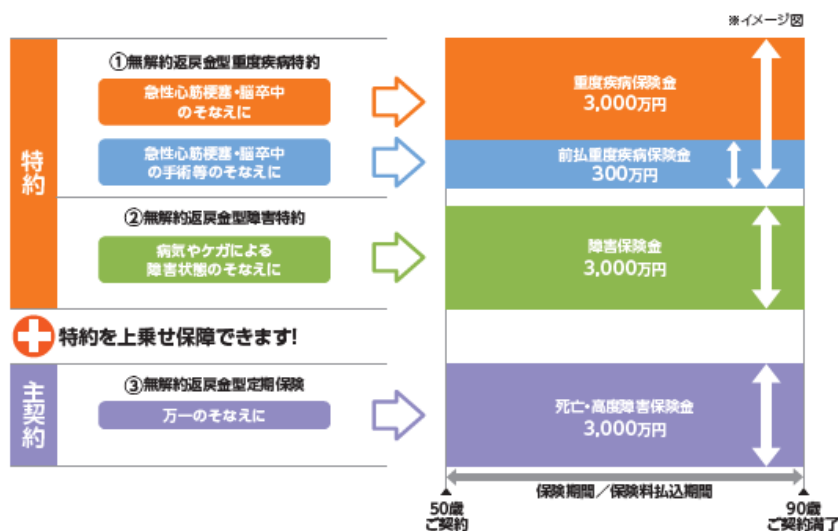
### 【商品の特長】

- **経営者の万が一のリスクに加え、生存中の保障も充実させることを選択できるようにしました。**  
エマージェンシープラス、スマートタムに特約を付加することで、万一の保障に加えて、生存中の保障も充実させることができます。
- **企業の緊急事態に受け取る保険金は最大1.5億円<sup>※1</sup>**  
経営者に万が一のことがあった場合に加えて、生存中に急性心筋梗塞・脳卒中による所定の状態や重度な障害状態になった場合のリスクに対処するためにも、生存保障を最大1.5億円とし、企業の借入金や運転資金等の事業継続資金として活用することを可能にしました。
- **両特約それぞれについて最大で特約保険金3,000万円まで告知書扱で申込可能<sup>※2</sup>**

※1 無解約返戻金型定期保険に特約を付加する場合

※2 当社所定の取扱範囲によります

### 主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の例

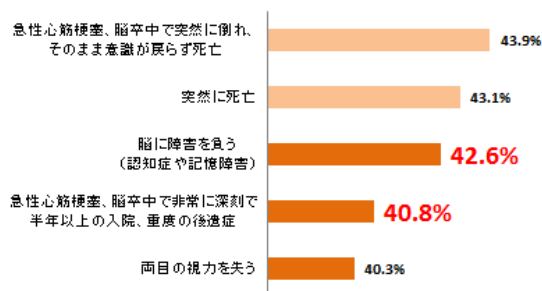


## 【開発の背景】

エヌエヌ生命が中小企業経営者を対象に行った調査では、経営に与える影響が大きい身体リスクとして、中小企業経営者の約 42.6%が脳に障害を負った場合、約 40.8%が急性心筋梗塞・脳卒中で半年以上入院・重度の後遺症が残った場合を挙げています。また、生存保障の必要保障額に関して、死亡保障と同額の生存保障を確保したい意向が過半数であり、急性心筋梗塞や脳卒中になり半年以上の入院や重度の後遺症となってしまう場合は約 64%、事故で後遺症を負ってしまった場合は約 73%でした。このような経営者の声も踏まえて、新しく二種類の特約を開発し、死亡時だけでなく生存時の保障を充実させ、経営者とその家族、また従業員への資金面でのサポートを提供できるパッケージプランの提供を開始します。

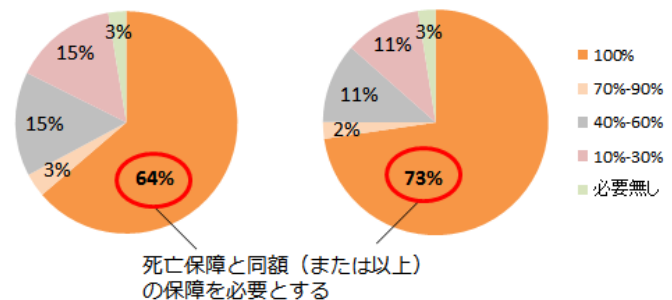
### 経営に与える影響が大きい身体リスク

会社を清算せざるを得ない、事業存続が危ぶまれる、数年間事業が不安定になる要因を最も多い意見の順に5位まで掲載



### 死亡保障と同額以上の生存保障を必要とする中小企業経営者の割合

急性心筋梗塞や脳卒中になり半年以上の入院や重度の後遺症となってしまう場合  
事故で後遺症を負ってしまった場合



（注）当社調査をもとに作成（中小企業経営者 1,000 名を対象に 2019 年 4 月に実施）

## 【新しい特約を付加した場合のパッケージプラン】

販売名称	正式名称
エマージェンシー プラス セレクト	無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険に 無解約返戻金型重度疾病特約または無解約返戻金型障害 特約を付加
スマートターム セレクト	無解約返戻金型定期保険に 無解約返戻金型重度疾病特約または無解約返戻金型障害 特約を付加

エヌエヌ生命は、新しいパッケージプランの提供を通じ、より多くの経営者に向け安定した事業継続の実現をサポートします。「中小企業サポーター」エヌエヌ生命は、日本で約 30 年にわたり中小企業向けに特化してきた生命保険会社だからご提供できる、中小企業「仕立て」の商品で、経営リスクから経営者を守ります。

以上

本件に関する問い合わせ先

エヌエヌ生命保険株式会社 広報部

TEL:03-5210-5599 FAX:03-6685-7700 Email: ML-IL-JP-CCA@nnlife.co.jp

エヌエヌ生命は、オランダにルーツを持ち、170 年におよぶ伝統を誇る NN グループの一員です。NN グループは、欧州および日本を主な拠点とし、18 カ国にわたり、保険および資産運用事業を展開しています。その名は、源流である「ナショナル・ネーデルランデン」に由来しています。エヌエヌ生命は、1986 年に日本で初めてのヨーロッパ生まれの生命保険会社として営業を開始して以来、30 年以上にわたり、中小企業とその経営者が財務や財産の面で安定した将来を確保できるよう支援しています。

## <別紙>

### 【契約内容】

契約年齢	20歳～70歳
保険期間／保険料払込期間	年満了：10年～34年満了 歳満了：55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳満了
無解約返戻金型重度疾病特約 ：基準保険金額 無解約返戻金型障害特約 ：障害保険金額	各特約それぞれについて 500万円～1.5億円（単位10万円）
保険料払込方法	月払、半年払、年払
付加可能な主契約	無解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険

### 【保険金の支払事由・金額】

#### 無解約返戻金型重度疾病特約

保険金	支払事由	保険金の金額
重度疾病 保険金	被保険者がこの特約の責任開始の時以後の疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初診日からその日を含めて180日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ② 脳卒中を発病し、その脳卒中により初診日からその日を含めて180日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	基準保険金額
前払重度疾病 保険金	被保険者がこの特約の責任開始の時以後の疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当したとき ア. その急性心筋梗塞により初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき イ. その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき ② 脳卒中を発病し、次のいずれかに該当したとき ア. その脳卒中により初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき イ. その脳卒中中の治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき	基準保険金額 × 前払重度疾病保険金 割合

※お支払事由に該当し、重度疾病保険金をお支払いした場合には、この特約は消滅します。

※重度疾病保険金および前払重度疾病保険金のお支払いは、この特約の保険期間を通じてそれぞれ1回を限度とします。

※重度疾病保険金のお支払事由に該当し、かつ、前払重度疾病保険金のお支払い後に重度疾病保険金をお支払いする場合は、  
重度疾病保険金の金額から基準保険金額に前払重度疾病保険金割合を乗じて得た金額を差し引いた金額をお支払いします。

#### 無解約返戻金型障害特約

保険金	支払事由	保険金の金額
障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始の時以後の傷害または疾病によって、保険期間中に所定の障害状態になられたとき	障害保険金額

※お支払事由に該当し、障害保険金をお支払いした場合には、この特約は消滅します。

## 【保険料例】

### エマーゼンシー プラス(無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険)に特約を付加する場合

- ・無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険：基準保険金額 10,000 万円 (死亡保険金の金額 5,000 万円)
- ・無解約返戻金型重度疾病特約：基準保険金額 3,000 万円
- ・無解約返戻金型障害特約：障害保険金額 3,000 万円
- ・主契約および特約の保険期間/保険料払込期間：10 年

性別	男性			女性		
	40 歳	50 歳	60 歳	40 歳	50 歳	60 歳
契約年齢						
月払保険料 (口座振替扱、円)	<b>18,680</b>	<b>31,910</b>	<b>61,190</b>	<b>14,590</b>	<b>21,650</b>	<b>33,820</b>
内) エマーゼンシー プラス (主契約)	12,800	23,300	48,200	10,000	15,800	25,000
無解約返戻金型重度疾病特約	2,220	2,970	3,840	1,950	2,250	2,880
無解約返戻金型障害特約	3,660	5,640	9,150	2,640	3,600	5,940